

支給の準備をすすめています

ご注意

- 受け取ることができるのは、どちらか1つの給付金です。
- 申請期間などは、各市町村により異なります。下野市以外が申請先となる場合は、事前に該当する市町村にお問い合わせください。
- 制度の問い合わせ：
厚生労働省2つの給付金に関する専用ダイヤル
☎0570(037)192

4月1日から消費税率が8%に引き上げられました。

消費税の引き上げに際し、負担を緩和するため、所得の低い方には「臨時福祉給付金」、子育て世帯には「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。

この2つの給付金は、基準日（平成26年1月1日）時点で下野市に住民登録された方（外国人を含む）が対象です。

基準日に市内に住民登録がない方は、住民登録されていた市町村で申請の受付をすることになります。

※対象となるかは、次のページの診断チャートをご覧ください。

子育て世帯臨時特例給付金

- 問い合わせ先
こども福祉課 ☎(52)1114

■支給対象者

- ①平成26年1月分の児童手当・特例給付の受給者
 - ②平成25年中の所得が児童手当の所得制限限度額に満たない方
- ※上記の①と②、どちらの要件も満たす方が対象です。（18ページ「児童手当」の表参照）

■対象児童

上記の①児童手当・特例給付の対象となる児童※臨時福祉給付金の対象児童、生活保護受給者となっている児童は除きます。

■支給額

対象児童1人につき1万円

■申請受付スケジュール

支給対象となり得る方には、7月頃に「通知書」を送付予定です。

申請期間については、3か月間を予定しています。

臨時福祉給付金

- 問い合わせ先
社会福祉課 ☎(52)1112

■支給対象者

平成26年度分の住民税が非課税の方

※課税されている方の扶養親族および生活保護の受給者である場合などは除きます。

■支給額

1人につき1万円

※老齢基礎年金等の受給者については、1人あたり5千円が加算されます。

■申請受付スケジュール

支給対象となり得る方には、7月頃に「通知書」を送付予定です。

申請期間については、3か月間を予定しています。

まだ、確定申告、または住民税の申告をされていない方は申告をお願いします。



「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省の職員をかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、市役所や警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。